

# 市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎ 32336

## SNSのトラブルに注意

SNSは、日常生活における身近なコミュニケーションツールとして利用されるほか、災害発生時における防災情報の発信や交換など重要な役割を果たすこともあります。しかし、便利な反面、思わぬ落とし穴もあります。SNSの使い方をもう一度見直してみましよう。



## 【SNS利用上の注意点】

① アカウント（ID・パスワード）はしっかりと管理しましょう！

SNSのアカウントの管理を怠ると、アカウントが乗っ取られ、友人間のメッセージを盗み見られたり、悪質サイトへの宣伝や勧誘に利用されたりする可能性があります。定期的にパスワードを変更するなど注意しましょう。

② プライバシー情報の投稿に

注意しましょう！

友人間でSNSを利用している場合であっても、「公開制限」が不十分であったりすると、投稿した情報が思わぬかたちでインターネット上に拡散してしまうかもしれません。公開設定などをあらためて確認してみましよう。

③ 写真投稿による位置情報の流出に注意しましょう！

GPS機能付きのスマートフォンなどで撮影した写真には、撮影日時や撮影場所などが含まれている場合があります。こうした写真を投稿してしまうと、住宅の場所が特定され、迷惑行為やストーカーなどの被害に遭う可能性もあります。むやみに位置情報をつけて投稿しないように心がけましよう。

④ 投稿する前にもう一度内容を

見直してみましよう！

インターネット上で発信した情報は、たくさんの方の目に触れる可能性があります。マナーが必要です。他人を傷つけるような発信は控え、権利を尊重しましょう。また、不確かな情報を安易に拡散しないようにしましょう。

年金のはなし

No. 259

## こんなときは届け出を！

問い合わせ  
広島西年金事務所 ☎ 082-535-1505  
保健医療課 ☎ 2141

国民年金は20歳から60歳未満までの全ての方が加入することになります。

加入期間中に就職や転職、結婚、退職などで年金の種別が変わったときは、手続きが必要です。手続きを忘れ

ると、将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなったりする場合があります。

なお、届け出の内容により、届け出先が異なりますのでご注意ください。

	こんなとき	どうする	届け出先	手続きに必要なもの	注意事項
①	20歳になったとき	厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金の加入手続きをする	第1号被保険者⇒市役所 第3号被保険者⇒配偶者の勤務先	印鑑、日本年金機構から届いている書類(20歳の誕生日前日を送付されます)	保険料を納めるのが困難な場合は、「⑥」を参照してください
②	会社を中途退職したとき(60歳未満の方) ※被扶養配偶者も同様	国民年金の加入手続きをする	市役所	印鑑、年金手帳、離職票または資格喪失証明書(退職年月日が分かるもの)	退職された方が60歳以上で、被扶養配偶者が60歳未満の場合、手続きが必要です
③	結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更手続きをする	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせてください	
④	配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者からの種別変更手続きをする	第3号被保険者から第1号被保険者⇒市役所 第3号被保険者から第2号被保険者⇒勤務先	印鑑、年金手帳、資格喪失証明書	届け出先に注意してください
⑤	年金手帳を無くしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者⇒市役所または広島西年金事務所 第3号被保険者⇒配偶者の勤務先	印鑑、本人を確認できるもの(免許証など)	市役所で受け付けの場合は3週間程度、広島西年金事務所はその日に発行できます
⑥	保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請をする	市役所	印鑑、年金手帳、失業の場合は雇用保険受給資格者証または離職票 学生の場合は学生証または在学証明書	免除の申請は2年さかのぼることができます

### 【年金の種別】

「第1号被保険者」：自営業者、無職、学生など  
 「第2号被保険者」：サラリーマン、公務員など  
 「第3号被保険者」：第2号被保険者に扶養されている配偶者  
 ※ 印鑑は、スタンプ印でない認印  
 ※ マイナンバーでの手続きもできます。  
 手続きには、本人確認(「身元確認」と「番号確認」)が必要です。次のいずれかで確認します。  
 ①マイナンバーカード ②マイナンバー通知カードと身分証明書(免許証など)